

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）	IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）
IV-5 指定親会社グループについて	IV-5 指定親会社グループについて
IV-5-3 自己資本の充実	IV-5-3 自己資本の充実
IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性	IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性
IV-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法	IV-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) <u>不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について</u>	<u>(新設)</u>
<u>、規制裁定行為に当たる取扱いが行われていないか。</u>	
<u>特に最終指定親会社告示第 245 条の 4 第 2 項について、同</u>	
<u>項に掲げる要件の全てに該当する場合であっても、不良債権</u>	
<u>以外の債権に対するリスクアセットの削減を目的とする場合</u>	
<u>には、同項に定めるリスク・ウェイトの適用を認めない。</u>	